

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

関東（長野）国民年金 事案 5522

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月

私は、昭和49年10月下旬に結婚のためA村（現在は、B町）からC市に転居したが、同年11月11日に実家に里帰りした際に、同年10月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料を旧姓の納付用紙でA村役場（現在は、B町役場A庁舎）に納付したにもかかわらず、同年11月分が未加入期間となっている。

上記の期間の領収書を持っており、保険料を還付された記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月11日に、同年10月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料をA村役場に納付したと申述しているところ、申立人が所持している「昭和49年度 国民年金保険料納入通知書（兼領収書）」の「第3期（10、11、12月分）」の欄に領収印が確認でき、申立人が申立期間の保険料をA村において納付していたことが確認できる。

しかしながら、C市の国民年金被保険者名簿、申立人の所持している国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和49年11月6日に国民年金被保険者の資格を喪失し、同年12月16日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の任意未加入期間であり、当該処理に伴って還付の手続を行うべきところ、国民年金被保険者台帳や、還付整理簿、国民年金被保険者名簿などに、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡もうかがえないことから、申立期間の保険料は、約40年もの長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、国民年金の未加入期間であることを理由に、

申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

私は、昭和50年4月から52年3月まで、観光で海外へ行っていたが、帰国後の同年4月にA区役所へ同年4月分の国民年金保険料を納めに行った際に、同区役所職員から2年間に限り遡って保険料を納付できると勧められ、遡って納付できる2年分の保険料数万円を同区役所か銀行でまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰国後の昭和52年4月に、A区役所へ同年4月分の国民年金保険料を納めに行った際に、同区役所職員から2年間遡って保険料を納付できると勧められ、遡って納付できる2年分の保険料数万円を同区役所か銀行で納めたと申述しているところ、パスポートの履歴から、申立人は50年4月3日に出国し、52年3月22日に帰国していることが確認でき、オンライン記録によると、申立人が出国中であつた当該期間のうち、申立期間直後の51年1月から52年3月までの保険料は納付済みとなっていることから、帰国後、遡って保険料を納付したとする申立人の申述に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、昭和48年7月以降、60歳に到達するまでの期間において申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、60歳以降も国民年金に任意加入し保険料を納付していることから、納付意識は高かつたものと考えられ、申立人が9か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は13万2,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万9,000円、申立期間④は17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日

厚生労働省の記録によれば、申立期間に係る賞与の記録が無い。当該期間に賞与が支給されていた上、厚生年金保険料も控除されていたのに、納得できない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、B銀行C支店から提供された普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、D町から提供された申立人の申立期間に係る所得照会（回答）による社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間①から④までに係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されてい

ることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、B銀行C支店から提供された口座の履歴で確認できる賞与振込額及びD町から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は13万2,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万9,000円、申立期間④は17万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いがないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤については、口座の履歴によると、賞与に係る入金記録が確認できない上、申立事業所の経理及び社会保険事務担当者は、全員に賞与を支給しているわけではない旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8720

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る賞与の記録が無い。賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B銀行C支店から提出された取引明細表により、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の取引明細表に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、36 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8721

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る賞与の記録が無い。賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の預金通帳に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、29万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8722

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を49万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る賞与の記録が無い。賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の預金通帳に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、49万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（千葉）国民年金 事案 5519（埼玉国民年金事案 1096、2552 及び 4943
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料の納付記録については未納と記録されているが、私は、第3回特例納付の時期に、申立期間を含む昭和36年4月から50年12月までの全ての期間の保険料を二度に分けて納付した。申立期間については、既に第三者委員会に3回申立てを行い、認められないとの通知がされているが納付できない。これまで申立てをした際には、A市役所B出張所で2回とも納付したと説明したが、同市役所出張所で2回に分けて納付できる旨の説明を受けた際に、その場で一部を納め、2回目の納付については、あとから銀行で納付したのだと思う。

新たな資料等はないが、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、申立人は、申立期間を含む過去の未納の国民年金保険料を特例納付により二度に分けて50万円近い金額をA市役所B出張所で納付したとしているが、申立期間の保険料を合わせて特例納付した場合の納付金額は70万8,000円となり金額が乖離していること、及び申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる特段の周辺事情も見当たらないなどとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年11月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、申立人は、納付した金額は70万

8,000 円であり、自身の記憶違いがあったと主張して再申立てを行ったが、当該事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることにはできないなどとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3 回目の申立てについては、申立人は、申立期間を含む過去の未納の保険料を特例納付したとする金額に係る記憶が明確でなく、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人が特例納付を行った期間が昭和 43 年 1 月から 50 年 12 月までと記録されている上、記録誤り等の記録管理の不備は見当たらないほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認めることにはできないなどとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づく平成 24 年 7 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、4 回目の申立てに当たって、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 50 年 12 月までの期間の特例納付保険料の納付場所について、市役所出張所において二度に分けて納付したとする当初から 3 回目までの申立てにおける説明から、1 回目は市役所出張所で一部の保険料を納付し、2 回目は銀行で納付したと思うと変更しているが、申立人からは新たな証拠及び資料等の提出は無く、これを裏付ける客観的な資料等も見当たらない。

また、申立人は、今回の申立てに当たり、保険料を遡及して納付する場合は、先に経過した月の分から順次納付していく取扱いなのに、自身の保険料納付記録が昭和 43 年 1 月からとなっていることに疑問があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の複数名の被保険者には特例納付保険料の納付記録が確認でき、それぞれの被保険者に係る A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立人と同様に、年金受給資格に必要な月数を満たすように遡って特例納付により保険料を納付していることが確認できるほか、A 市を管轄する社会保険事務所（当時）では、特例納付保険料について、必ずしも先に経過した月の分から納付する取扱いではなかったことがうかがえるなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5520（関東（埼玉）国民年金事案 5181 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 9 月まで

申立期間は、私が厚生年金保険に加入していたことを知らずに妻が私の国民年金保険料を納付していたので、申立てを行ったが、保険料を納付していたとは認められなかった。

しかし、平成 20 年 6 月 16 日に作成された被保険者記録照会回答票において、国民年金保険料の納付済月数と国民年金の加入月数が 7 か月合っていないのは、申立期間の保険料が納付されているからだと思う。

申立期間の保険料の納付記録が無いことに納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする申立人の妻は、当時の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は、申立期間の保険料納付に関与していないことから、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の所持する国民年金手帳には、資格喪失欄に「昭和 50 年 3 月 1 日」、資格取得欄に「昭和 50 年 10 月 10 日」と記載されており、A 区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録とも一致している上、申立期間中に勤めていた会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が「50.03.06」、資格喪失年月日が「50.10.10」と記載されており、行政の記録管理に不備は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 25 年 8 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、平成 20 年 6 月 16 日に社会保険庁社会保険業務センター（当時）で作成された申立人に係る被保険者記録照会回答票を提出し再申立てを行っているが、オンライン記録によると、申立人は、平成 20 年度分の国民年金保険料 1 年分を同年 4 月 14 日に一括して前納していることが確認でき、申立人の同年 6 月時点において確定している国民年金加入月数（昭和 48 年 1 月から 50 年 2 月までの期間及び同年 10 月から平成 20 年 5 月までの期間の 418 月）と保険料の納付済月数（昭和 48 年 4 月から 50 年 2 月までの期間及び同年 10 月から平成 21 年 3 月までの期間の 425 月）は、申立人から提出のあった「平成 20 年 6 月 16 日作成 被保険者記録照会回答票」の国民年金加入月数（418 月）と国民年金納付済月数（425 月）に合致していることから、当該資料は申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料とは認められず、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5521（関東（埼玉）国民年金事案 5182 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から同年 9 月まで

申立期間当時、私はA業をしており、20 歳になるとともにB区C課から国民年金保険料の納付書が送付されてきて、保険料を納付していたので申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、当時B区では数年間の納め忘れがあると過年度納付書が郵送されてきており、夫には過年度納付書が送られてきたが私には送られてこなかったので、20 歳になった時から払い続けていたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できないので、再度調査し、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する年金手帳には、氏名欄に婚姻後の氏名が記載されており、婚姻前は旧姓で申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の申述と年金手帳の記録が相違していること、ii) 申立人の所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」が「昭和 50 年 10 月 10 日」と記載されており、B区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、制度上保険料が納付できない未加入期間であること、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 25 年 8 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していないのなら、過年度納付書が送られてくるはずであり、申立人に過年度納付書を送付さ

れなかったのは、申立期間の保険料を納付していたからであるとして再申立てを行っているが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、未加入期間について過年度納付書は発行されず、当該期間についての過年度納付書の送付が無かったことを以て、当該期間の保険料が納付されていたと見ることはできない。

また、今回の申立てに際し、申立人から新たな資料の提出は無く、再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、会社を退職した昭和51年10月頃に、A市役所B支所で国民年金の加入手続と付加保険料の納付の申出を同時に行い、その直後にC市に転居し、同市内の金融機関で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和51年10月頃に、A市役所B支所で国民年金の加入手続と付加保険料の納付の申出を同時に行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年4月頃にC市で払い出されたと推認されるほか、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄には、「所得比例用」のスタンプが押され、「53.4.14」と記載されており、このことは、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立人は、同年4月14日に国民年金の加入手続と付加保険料の納付の申出を同時に行ったと考えられ、申立人の申述と相違する。

また、付加保険料は、申出をした日の属する月以降の各月につき納付することができるものとされていることから、申立期間について、付加保険料を含む国民年金保険料を遡って納付することはできないほか、上記加入手続時点では、申立期間の定額保険料は遡って納付することが可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付した覚えは無いとしている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和49年4月から1年間A県B郡C町立D小学校（現在は、E市立D小学校）でF職をしていた。働き始めてからすぐに、当該小学校の事務員に勧められ、C町役場（現在は、E市役所Gセンター）まで車で連れて行ってもらい、国民年金と国民健康保険に加入した。国民年金保険料は、国民健康保険税と一緒に給料から天引きされて納付してもらっていた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B郡C町立D小学校で働き始めてからすぐに、C町役場で国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料は国民健康保険税と一緒に給料から天引きされて納付してもらっていたと申述しているところ、申立期間において、申立人が同小学校の臨時的任用のH職としてA県教育委員会から発令されていることは確認できるが、同教育委員会では、当時、臨時的任用職員に対する国民年金の加入のあっせん及び保険料の給与からの控除について、不明としている上、申立人からは、国民年金の加入手続、納付金額等に関する具体的な申述が得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年2月頃に払い出されたと推認され、申立人に係るA県I郡J町（現在は、K市）の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、同年2月3日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で

あり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 4 月 1 日に A 社に入社し、B 課に配属された。1 年ほど勤務し、53 年 6 月末日で退職した。同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年 7 月 1 日になるところ、同年 6 月 30 日となっており、同年 6 月が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。退職日直前の 4、5 日は有給休暇を取得した記憶があるが、月末まで在籍していたので、事務担当者が喪失日を間違えて届け出たものだと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は有給休暇を取得した記憶はあるが、A 社では昭和 53 年 6 月 30 日まで在籍していたと主張している。

しかしながら、事業主は、既に当時の資料が無く、申立人の勤務実態等は不明である旨の回答をしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人の A 社における雇用保険の離職日は、昭和 53 年 6 月 29 日となっている上、同期入社複数の同僚も、申立人がいつまで勤務していたかは不明であるとしていることから、申立期間に係る勤務実態を確認することはできない。

さらに、申立人が加入していた C 厚生年金基金の「中脱記録照会（回答）」における資格喪失日は昭和 53 年 6 月 30 日と記録されている上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日も同日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。